



2024年7月施行の

改正中国会社法



を反映!



会社資本制度の改正、会社組織・ガバナンス制度の改正、会社制度に関するその他の重要事項の改正等について解説!

実例でわかる!

中国進出企業の 税務・法務リスク 対策

法制度から
現地の商慣習まで

2025年改訂版・中国会社法改正対応

中国に進出している日本企業が直面する
リスクの回避・解決策について、
実務の場面ごとのQ&Aで解説!



税務と法務の両方の視点で、
中国の法制度から商慣習まで踏まえて詳解!

中国に子会社がある企業の経営企画部・
法務部や、中国現地の担当者、中国関連企業を
クライアントにもつ税理士、弁護士も必読!

実例で
わかる

中国進出 企業の 税務・法務リスク 対策

法制度から
現地の商慣習まで

2025年改訂版

中国会社法改正対応

築瀬正人／趙雪巍
[共著]

第一法規

[共著] 築瀬正人 趙雪巍
[体裁] A5判/464頁
[定価] 6,490円 (本体:5,900円+税10%)

2005年以来、2回目の全面改正を把握する!

第1編 税務リスク編

- 第1章 ライセンス契約の税務問題
- 第2章 撤退・合弁解消の税務問題
- 第3章 日中親子会社間取引の税務問題
- 第4章 中国源泉課税の問題
- 第5章 中国PE課税の問題
- 第6章 出向者・出張者の個人所得税の問題
- 第7章 中国増値税の課税問題
- 第8章 中国税制度における納税者不利の税務問題
- 第9章 SAT編集事例(企業再編、PE、他)を参考にした税務問題
- 第10章 SAT公表事例を参考にした税務問題

第2編 法務リスク編

- 第1章 独占禁止法の問題
- 第2章 商業賄賂(贈収賄規制違反)の問題
- 第3章 土地および工場の問題
- 第4章 労務問題
- 第5章 環境保護に関する問題
- 第6章 コーポレートガバナンスに関する問題
- 第7章 製品品質・製造の問題
- 第8章 債権回収リスクに関する問題
- 第9章 営業秘密保護に関する問題
- 第10章 個人情報の取扱いに関する問題
- 第11章 サイバーセキュリティおよびデータセキュリティに関する問題
- 第12章 反外国制裁に関する問題



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

中国進出企業へのコンサル業務に従事した経験をもつ 著者ならではの視点から学ぶ!

第6章

コーポレートガバナンスに関する問題

第6章 コーポレートガバナンスに関する問題

Q1 中国における会社のコーポレートガバナンス

Q 製造業を営む弊社は、100%出資にて中国に製造販売子会社（外商独資企業）を設立する予定がありますが、中国と日本では会社の機関設計が異なる点と聞いています。コーポレートガバナンス上重要な機関設計に関しまして、中国ではどのような機関設計が求められるのでしょうか。

A ご存知のとおり、2020年1月1日より商投資法（以下、外商投資法）は、「中法」および「中外合作经营企业法」（以下、中外合作法）における外商投資の促進、保護および重要な基本法です。当該法律が発効する前は、企業は一般法である会社法の規定を遵守する必要がある一方で、「外資三法」の適用もそれぞれの企業に適用されておりました。機関設計に関して、例えば外商独資企業法実施細則においては、会社機関に於いては、中外合作法の場合には、中外合弁経営企業は、会社法とは異なり、最高意思決定機関として、中外合弁経営企業において

されるのが一般的でした。
したがって、「外商投資法」が2020年に施行されるまでは、確かに中外合弁会社と外商独資企業の間においても会社の機関設計が異なる状況が存在していました（なお、経過措置期間は2024年12月31日をもって終了）。しかし、2020年の「外商投資法」の施行後は、外資三法がこれに伴って廃止されており、外国投資者が投資して新たに設立する会社は、中国資本の会社（いわゆる「内資企業」と同じように会社法の規定を遵守することになっていますので、中外合弁会社と外商独資企業の社内機関に対する設計上の違いは存在しません。
会社法では、内資と外資を問わず、次のような機関設計が必要とされています。
・最高権力機関：株主会（通常は株主会だが、出資者が1社の場合は株主）

第7章

中国増値税の課税問題

第7章 中国増値税の課税問題

Q1 外国企業による中国国内（直接）仕入販売の増値税

※ 増値税暫行条例4条（納税額計算）、8条（仕入税額）、13条（一般納税者の認定）
※ 増値税一般納税者資格認定管理弁法9条

Q 機械装置製造業を営む弊社は、中国現地の企業と鉱山開発用設備機器の輸出販売契約を締結しました。当該設備機器納入に際して、部品の一部を中国国内で仕入れて直接販売（輸出設備機器への組み込み）することを考えています。中国増値税は13%と高率なので仕入税額控除を適用したいのですが、適用可能でしょうか。その場合どのような手続が必要でしょうか。ご教示ください。

A 一般に外国企業が、中国国内購入における支払増値税の仕入税額控除を適用することは困難であり、支払増値税はコストとなります。また、国内仕入部品の販売に関して、売上増値税が課税されますが、外国企業である貴社は正規の税務領収証（發票）を発行できないので、購入中国企業は仕入控除できずコスト増となってしまいうことに留意が必要です。

解説

1 仕入増値税控除適用の要件（制限）

中国増値税法8条および13条により、仕入増値税の控除を認められるのは一般納税者として所管税務当局に認定（登記）された納税者に限られています。実務上、外国企業は一般納税者としての認定（登記）が認めら

れていないため、貴社が中国現地での部品仕入に際して税務領収証（發票）を入手できても、貴社の増値税申告において売上増値税額から仕入増値税額を控除して納税することは困難と解されます。

2 外国企業の売上増値税納税義務

中国国内取引（売上および仕入）は増値税の課税対象とされますので、外国企業である貴社も中国国内販売に対して売上増値税の納税義務が発生することになります。なお、売上増値税率は小規模事業者に適用される簡易課税税率3%が適用されると解されます。

3 發票不発行による購入者コスト増

一般納税者登記していない外国企業は税務領収証（發票）の発行が困難であるため、購入者は仕入控除できずコスト増となってしまいます。

4 外国企業による中国国内取引の増値税負担増問題

上記より、外国企業が中国国内にて仕入れた部品を直接販売（納入）する場合、部品にかかる仕入増値税額については外国企業の負担コストとされるとともに、中国国内取引として売上増値税が課税されます。また、当該売上増値税に関わる發票を発行できない場合、相応の値引き（外国企業負担コスト）を要求される可能性があります。

※ 増値税暫行条例

第4条（納税額計算）

- 本条例第11条の規定を除いて、納税者が物品、労務、サービス、無形資産、不動産の販売（以下、課税販売行為と総称する）を行った場合の納税額は、当期売上税額から当期仕入税額を控除した残額とする。納税額の計算式は下記の通りである。
納税額 = 当期売上税額 - 当期仕入税額
- 当期売上税額が当期仕入税額を下回る場合は、超過額を翌期に繰越して控除することができる。

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）		
書名	価格	部数
実例でわかる 中国進出企業の税務・法務リスク対策 2025年改訂版・中国会社法改正対応 [097048]	定価6,490円（本体5,900円+税10%）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
（商品の税込価格+送料）の合計が

1万円以下の場合、330円（税込）
3万円以下の場合、440円（税込）
10万円以下の場合、660円（税込）

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

事務所名 _____ 公用 私有

フリガナ _____ **TEL** _____

ご氏名 _____ **E-mail** _____

様 ㊞ _____ ㊞ _____

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>）かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

中国リスク25(097048) 2025.3 AZIP